

豊橋市監査公表第20号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年3月31日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

定例監査の結果について

第1 監査の対象

市民病院

〔 医局、診療技術局、薬局、看護局、事務局〔管理課、医療情報課、医事課〕 〕
〔 経営企画室、医療安全管理室 〕

第2 監査の期間

令和4年1月4日～令和4年2月25日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、市民病院の所管する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び経営に係る事務事業について重点事項を抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているか、また、経済性が発揮されているかどうかを主眼において監査を実施した。

第4 監査の結果

市民病院の所管する事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、

一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

1 契約事務について

公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。

また、最低制限価格を設ける対象の委託業務であるにもかかわらず、最低制限価格が設定されていないので、最低制限価格制度試行要領にのっとり適正な事務処理をされたい。

2 契約書について

硬貨包装機及び紙幣計数機保守点検業務委託契約書において、遅延利息の率に誤りがあったが、契約締結に係る決裁時の案は正しい率に修正されていたので、契約締結に際しても複数人で内容の確認を行うなど、適正な事務処理をされたい。

3 業務委託契約の仕様書について

医療事務等委託業務（その4）の仕様書において、先に契約をした医療事務等委託業務の仕様書と業務内容及び業務時間が一部重複して記載されていたので、正確な記載内容とするよう適正な事務処理をされたい。

4 委託業務について

情報セキュリティ強化支援業務等において、契約書で規定されている業務責任者届が提出されていないので、適正な事務処理をされたい。

意見

1 委託業務について

臨床検査業務（特殊項目）等において、個人情報を取り扱う業務であるが、個人情報取扱特記事項は添付されているものの、契約書に条項が規定されていないので、適切な事務処理に努められたい。

2 工事監理について

診療棟外壁改修等工事において、アスベスト粉じん濃度測定の測定点数が8点から20点に増加しているが、受注者都合による変更であるとの理由により、書面による協議も設計変更の手続も行われていない。設計と異なる施工が行われる場合は、書面による協

議を行い、必要な設計変更を行うなど、適切な事務処理に努められたい。

また、設計事務所に工事の監理業務を委託しているが、書類の審査等が不十分であったので、受託者に適切な監理を行うよう指導をされたい。